

証券コード 2970
2022年3月14日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅前二丁目17番8号
株式会社グッドライフカンパニー
代表取締役社長 高 村 隼 人

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
 2. 場 所 福岡市博多区博多駅南一丁目9番18号
WITH THE STYLE FUKUOKA
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第14期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.goodlife-c.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について

### 【株主の皆様へのお願い】

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、株主の皆様には、健康状態に関わらず株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面による議決権行使を行っていただくようお願い申し上げます。

### 【当日ご来場の株主様へのお願い】

- ・株主総会開催日時点での国内における感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場についてご判断くださいますようお願い申し上げます。
- ・マスクの着用とアルコール消毒液のご使用にご協力をお願いいたします。
- ・ソーシャルディスタンスを十分確保するため、例年よりも座席の間隔をあけて配置させていただくことから、ご用意できる席数には限りがあるため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。

### 【当社の対応】

- ・感染予防及び拡散防止のため、出席役員及び運営スタッフはマスク着用で対応させていただきます。
- ・ご来場の株主様にはマスクの着用をお願いさせていただきます。なお、マスクを着用いただけない場合は、ご入場をお断りさせていただきます。
- ・当日、入場時に検温をさせていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場をお断りさせていただきます。
- ・当日ご来場の株主様で体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声がけし、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会の運営につきましては、ご滞在時間短縮化のため、ご報告内容を簡略化するなど、円滑な議事進行に努めて参ります。

今後の状況により、株主総会の開催・運営に関して大きな変更が生じる場合は、速やかに当社ウェブサイト（アドレス <https://www.goodlife-c.co.jp/>）にてお知らせいたします。

(提供書面)

## 事業報告

(自 2021年1月1日  
至 2021年12月31日)

### 1. 当社グループの現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるものの、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種の促進や、検査・治療薬が普及し、行動制限緩和の動きがみられるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きが続く事が期待されております。しかしながら、今後の国内外における新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の感染拡大が経済活動に与える影響や、金融資本市場の変動の影響を注視する必要があります。依然として先行き不透明な状況が続いております。

不動産業界におきましては、金融緩和政策の継続を背景として、不動産投資家の投資姿勢は引き続き旺盛であり、その市場動向は堅調に推移していくことが期待されるものの、マンション用地価格の上昇やウッドショックによる資材不足や価格高騰等の影響を注視していく必要があります。

このような環境のもと、当社グループは、アセットマネジメント事業におけるフロー収益と、プロパティマネジメント事業におけるストック収益に加え、連結子会社である株式会社プロキャリアエージェントにおける人材サービス事業及び株式会社グッドライフエネルギーにおけるエネルギー事業との連携により、各事業間のシナジー効果創出に努めるとともに、営業力、技術力及びサービス品質の向上に努め、収益力の向上及び企業価値の最大化を図って参りました。

当連結会計年度においては、前連結会計年度から開発を行っていた10物件が竣工したことにより、当連結会計年度末において当社が企画・開発に携わった物件の竣工棟数は累計113棟、管理戸数は3,870戸となりました。

この結果、売上高は7,390百万円（前連結会計年度比56.5%増）、営業利益419百万円（同93.4%増）、経常利益421百万円（同85.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益217百万円（同78.6%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

当社グループは、当連結会計年度より、報告セグメントを「不動産投資マネジメント事業」から、「不動産投資マネジメント事業」、「エネルギー事業」の2つの報告セグメントと、「その他」の3区分のセグメントに変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分により作成することは実務上困難なため、前年同期比情報については開示を行っておりません。

#### (不動産投資マネジメント事業)

当事業は、資産形成・運用をお考えのオーナー様に対し、賃貸マンション用地の仕入、企画・設計、施工及び売却をサポートするアセットマネジメント事業と、賃貸仲介及び賃貸管理サービスを提供するプロパティマネジメント事業によって構成されております。

アセットマネジメント事業につきましては、当連結会計年度において10物件が竣工するとともに、引き続き積極的な用地取得とDM発送等による顧客層の拡大に注力したことにより、当社開発に係る新規設計契約16件（うち用地販売を伴うもの12件）及び連結子会社である株式会社グッドライフ建設において建築に係る工事請負契約15件を受注し、当連結会計年度末における進行中の工事は17件となりました。

プロパティマネジメント事業につきましては、新築一棟マンション10物件の引渡に伴う管理受託件数の増加のほか、業務オペレーションの見直しを行い、RPA及びコールセンターの導入により業務の効率化を図るとともに、管理物件の入居率の維持・向上を目指し、入居者アプリの導入や、新電力への切り替えに伴う電気代の削減提案及び屋上の有効活用を目的としたアンテナ設置やエレベーター保守費用の削減提案など、入居者様及びオーナー様の満足度向上につながる提案を積極的に行って参りました。

この結果、不動産投資マネジメント事業の売上高は7,293百万円、セグメント利益は590百万円となりました。

#### (エネルギー事業)

当事業は、連結子会社である株式会社グッドライフエネルギーにおいて、当社グループが開発及び管理する物件を対象にプロパンガスの供給を行っております。

積極的なプロパンガス供給会社の切替え提案及びガス供給設備の取得を行ったことにより、当連結会計年度末におけるプロパンガス供給棟数は67棟となっております。

この結果、エネルギー事業の売上高は72百万円、セグメント損失は27百万円となりました。

#### (その他)

その他事業の売上高は25百万円、セグメント損失は43百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、385百万円であります。

その主なものは、連結子会社である株式会社グッドライフエネルギーのプロパンガス供給、配管設備の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの設備投資、販売方針の変更に伴う土地の取得費用及び賃貸マンションの建設費用として、金融機関より1,256百万円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

| 区 分                                   | 第 11 期<br>(2018年12月期) | 第 12 期<br>(2019年12月期) | 第 13 期<br>(2020年12月期) | 第 14 期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年12月期) |
|---------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                            | 2,956                 | 4,568                 | 4,723                 | 7,390                              |
| 経 常 利 益(百万円)                          | 527                   | 567                   | 227                   | 421                                |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属<br>す る 当 期 純 利 益(百万円) | 345                   | 360                   | 121                   | 217                                |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)               | 103.49                | 85.66                 | 28.95                 | 51.56                              |
| 総 資 産(百万円)                            | 1,956                 | 2,632                 | 3,560                 | 4,920                              |
| 純 資 産(百万円)                            | 1,585                 | 1,945                 | 2,070                 | 2,295                              |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)                 | 376.52                | 462.16                | 490.96                | 543.00                             |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2020年3月5日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

3. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度の関連する主要な連結経営指標等については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第 11 期<br>(2018年12月期) | 第 12 期<br>(2019年12月期) | 第 13 期<br>(2020年12月期) | 第 14 期<br>(当事業年度)<br>(2021年12月期) |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)             | 2,922                 | 4,167                 | 1,972                 | 3,407                            |
| 経 常 利 益(百万円)           | 494                   | 528                   | 229                   | 299                              |
| 当 期 純 利 益(百万円)         | 324                   | 333                   | 168                   | 48                               |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 97.09                 | 79.13                 | 40.02                 | 11.56                            |
| 総 資 産(百万円)             | 1,898                 | 2,265                 | 2,687                 | 3,259                            |
| 純 資 産(百万円)             | 1,537                 | 1,870                 | 2,041                 | 2,098                            |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)   | 365.16                | 444.28                | 484.15                | 496.30                           |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2020年3月5日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                         | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------------------|-------|----------|---------------|
| 安 心 入 居 サ ー ビ ス 株 式 会 社       | 1百万円  | 100.0%   | 家賃滞納保証業務      |
| 株 式 会 社 グ ッ ド ラ イ フ 建 設       | 40百万円 | 100.0%   | 建築工事請負業務      |
| 株 式 会 社 プ ロ キ ャ リ ア エ ー ジェント  | 5百万円  | 100.0%   | 有料職業紹介事業      |
| 株 式 会 社 グ ッ ド ラ イ フ エ ネ ル ギ ー | 30百万円 | 100.0%   | プロパンガス販売事業    |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループでは、安定的な収益性の向上かつ持続的な成長に資する体制整備が最も重要であると認識し、以下の経営課題に取り組んで参ります。

(特に優先度の高い対処すべき事業上及び財務上の課題)

用地仕入の体制、人材の確保と育成強化

当社グループは、用地情報の大半を不動産会社等の情報提供者から入手しておりますが、今後の継続的な成長を図るためにも更なる情報ルートの拡充が必要不可欠であると認識しております。そのため、既存情報提供者との良好な取引関係を維持するとともに、効率的な用地情報取得のために、営業支援ツール（SFA）の導入など、情報ルートの可視化、強化に努め、優良な情報の確保を進めることにより用地仕入の体制を強化する方針であります。

また、人材の確保と育成強化について当社グループでは、用地仕入の経験者・建築技術者の人材を継続して確保、育成することが中長期的な戦略として重要だと考えております。そのため、人材を積極的に採用するための投資や入社後も定期的に教育研修の機会を与え、専門能力や知識の維持向上を図って参ります。

(その他の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題)

##### ① 事業エリアの集中と新規事業の参入

当社グループは、現在福岡、熊本、沖縄へとエリアを拡大し事業を行っておりますが、今後も既存の九州エリアに注力することで業容の拡大と当社サービスの提供を行って参ります。

また、当社グループでは、新たな事業展開や質の高いサービスを提供するための一環として、業務提携やM&A等を有効に活用することとしておりますが、M&A等は将来予測を基に実施するものであり、不確実性が伴います。M&A等を実施する場合には、対象企業の財務内容や契約関係、関連資産等について、詳細な調査・検討を行うことで不確実性を極力排除するように努めておりますが、M&A後に、偶発債務等の発生や同事業の経済環境の変化等により計画どおりの事業展開を行えなかった場合は、のれんや関係会社株式の減損処理が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## ② 販売手法の多様化

当社グループでは、投資用新築一棟賃貸マンションを「LIBTH」ブランドとして主に個人富裕層の投資家に販売を行っております。集客にあたっては当社の主要な事業エリアである九州地域に在住の方を対象として、既存オーナー様からの紹介、DM発送及び自社ホームページを活用したインバウンドマーケティングを行っております。今後販売棟数を増加させていくためには、より多くの不動産投資家の開拓と販路の拡大をしていく必要があると認識しております。このために、投資物件情報を掲載する自社サイトの構築、SNSの活用等を計画しております。

## ③ 商品品質の向上とラインナップの拡充

当社グループは、現在、主に個人富裕層向けに資産形成を目的とした投資用新築一棟賃貸マンションを主体とした事業を行っております。今後は相続や節税といったオーナー様の多様な投資ニーズに対応していくために、投資用新築一棟賃貸マンション以外の商品開発を進めることにより、最適な投資提案を通じてオーナー様の資産価値向上に貢献して参ります。

また、現在提供している賃貸マンションのIoT化やセキュリティの強化による商品品質の向上を行い、入居者様、オーナー様の満足度向上を追求して参ります。

## ④ コンプライアンスの徹底

当社グループでは、不動産投資マネジメント事業、家賃滞納保証業務及びプロパンガス販売事業を行っていることから、現在、一級建築士事務所登録、宅地建物取引業免許、特定建設業許可、液化石油ガス販売事業登録及び液化石油ガス保安機関認定を取得しており、各種法規制等の下に事業展開しております。法令遵守は企業存続の基本であり、前提であることから、関係諸法令を遵守することは当然のことであるとの認識で事業活動を行っております。

当社グループでは、今後も、全社的にコンプライアンスを徹底することが必要であると考えており、経営陣のコンプライアンスに対する認識強化に加え、独立役員の牽制機能の強化（独立役員全員が出席する会議体の運営）、全社員を対象にした定期的な研修等を継続して実施して参ります。また、今後も新たな事業展開によって、子会社や関係会社が増加することに比例して、不正行為等による法令違反の発生リスクが増加していくと想定されるため、組織が健全かつ効果的に運営されるように、内部統制の実効性を高める為の環境、体制を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、経営の公正性・透明性を確保して参ります。

⑤ 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

当社グループは、新型コロナウイルス感染症に対して対応ガイドラインを策定しております。時差出勤やシフト勤務を推奨し、企業訪問やオーナー様へ対面での面談を極力控え、WEB会議や電話折衝を中心にお客様からのご相談や接客を行うことでお客様と従業員の安全確保を最優先に考慮しております。また、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発出された場合は原則として各自治体の要請に従うこととしております。

そのため、新型コロナウイルス感染症の収束に時間を要し、経済活動への影響が長期間にわたる場合や緊急事態宣言の発出等により、当社グループの営業活動が著しく制御される場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 主要な事業内容

| 事業区分          | 主な内容                                        |
|---------------|---------------------------------------------|
| 不動産投資マネジメント事業 | アセットマネジメント業<br>賃貸マンションの企画・設計・施工・販売          |
|               | プロパティマネジメント業<br>賃貸マンションの仲介、入居者募集、建物管理、入居者対応 |
| エネルギー事業       | 賃貸マンションのプロパンガスの供給                           |

(6) 主要な拠点等

① 当社の主要な営業所

|    |                     |
|----|---------------------|
| 本社 | 福岡県福岡市              |
| 支社 | 熊本県熊本市、沖縄県那覇市、東京都港区 |

② 子会社

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 安心入居サービス株式会社     | 熊本県熊本市               |
| 株式会社グッドライフ建設     | 福岡県福岡市、熊本県熊本市、沖縄県那覇市 |
| 株式会社プロキャリアエージェント | 東京都港区                |
| 株式会社グッドライフエネルギー  | 福岡県福岡市、熊本県熊本市        |

## (7) 従業員の状況

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分          | 使用人数     | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|----------|-------------|
| 不動産投資マネジメント事業 | 101(16)名 | 17名増(3名増)   |
| エネルギー事業       | 5名       | 2名増         |
| その他           | 0名       | 2名減         |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数    | 前年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|-------|--------|
| 76(15)名 | 13名増(2名増) | 32.8歳 | 3.3年   |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先及び借入額

| 借入先          | 借入額    |
|--------------|--------|
| 株式会社福岡銀行     | 741百万円 |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 380    |
| 株式会社りそな銀行    | 122    |

## (9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 13,200,000株

② 発行済株式の総数 4,248,600株  
(自己株式20,486株を含む)

(注) 新株予約権 (ストックオプション) の行使により、発行済株式の総数は10,800株増加しております。

③ 株主数 693名

④ 大株主 (上位10名)

| 株主名                     | 持株数        | 持株比率   |
|-------------------------|------------|--------|
| 高村隼人                    | 2,700,000株 | 63.85% |
| a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社 | 316,300    | 7.48   |
| 蔭山恭一                    | 211,800    | 5.00   |
| 佐方修                     | 170,900    | 4.04   |
| 近松敬倫                    | 130,000    | 3.07   |
| 株 式 会 社 S B I 証 券       | 53,672     | 1.26   |
| む さ し 証 券 株 式 会 社       | 49,200     | 1.16   |
| 株 式 会 社 三 津 野 建 設       | 30,000     | 0.70   |
| 高田瑠弥                    | 29,100     | 0.68   |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社         | 28,000     | 0.66   |

(注) 持株比率は自己株式 (20,486株) を控除して計算しております。

## (2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

|                            |                   |                                             |
|----------------------------|-------------------|---------------------------------------------|
|                            |                   | 第1回新株予約権                                    |
| 発行決議日                      |                   | 2018年2月22日                                  |
| 新株予約権の数                    |                   | 234個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数         |                   | 普通株式 70,200株<br>(新株予約権1個につき300株)            |
| 新株予約権の払込金額                 |                   | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                     |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり217,200円<br>(1株当たり 724円)          |
| 権利行使期間                     |                   | 2020年3月24日から<br>2028年2月28日まで                |
| 行使の条件                      |                   | (注) 2、3、4                                   |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 234個<br>目的となる株式数 70,200株<br>保有者数 2名 |
|                            | 監査役               | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名        |

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。  
 2. 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。  
 3. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。  
 4. その他の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによる。  
 5. 2020年4月1日付で行った1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                           |
|----------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 高村隼人  |                                                                                                        |
| 取締役      | 近松敬倫  | 賃貸管理部長兼開発事業部長                                                                                          |
| 取締役      | 伊藤貴光  | 営業部長                                                                                                   |
| 取締役      | 山田浩司  | 管理本部長兼財務管理部長                                                                                           |
| 取締役（社外）  | 山下公成  |                                                                                                        |
| 常勤監査役    | 姫野幸一  |                                                                                                        |
| 監査役（社外）  | 石井麻衣子 | 石井司法書士事務所所長                                                                                            |
| 監査役（社外）  | 柳堀泰志  | 柳堀公認会計士事務所所長<br>柳堀行政書士事務所所長<br>㈱R Jパートナーズ代表取締役<br>税理士法人WellsAccounting代表社員<br>㈱ハブ社外監査役<br>㈱コラントッテ社外取締役 |

- (注) 1. 取締役山下公成氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役姫野幸一氏、石井麻衣子氏及び柳堀泰志氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役柳堀泰志氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。  
4. 当社は取締役山下公成氏、監査役姫野幸一氏及び石井麻衣子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### 当事業年度中に辞任した会社役員

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況 | その他          |
|----------|------|--------------|--------------|
| 取締役      | 隈部祐介 | 賃貸管理部長       | 2021年5月17日辞任 |

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、2017年12月28日開催の臨時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

### イ. 取締役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

### ロ. 監査役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。

当該定款に基づき当社は各社外役員と責任限定契約を締結しております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。被保険者の範囲は、当社及び連結子会社の取締役並びに監査役の全員となっており、保険料は当社が全額負担しております。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の報酬は、当社の持続的発展を担う人材を確保し適切に報奨することができる制度であり、企業の持続的な成長と中期的な企業価値の向上を促し株主利益と共有を図る報酬体系とすることを基本方針とする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は毎月支給する固定報酬とし、当該取締役の役位、職責、役割貢献度に応じて社会的な水準及び経営内容、従業員給与等との均衡等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。取締役の報酬限度額は2018年3月30日開催の第10回定時株主総会において決議された年額120百万円以内とする。

c. 報酬等の支給・付与の時期や条件の決定方針

基本報酬は毎期株主総会後に開催される取締役会において一任された代表取締役社長が決定し、決定された基本報酬は翌月から金銭報酬として支給する。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

個人別の報酬額の決定については取締役会の決議により代表取締役社長である高村隼人が委任を受けるものとし、委任された代表取締役社長は当社全体の業績を俯瞰し、各取締役に対し基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針に従い報酬額を決定する。

なお、代表取締役社長である高村隼人に委任した理由は、経営状況等を最も熟知し、当社を取り巻く環境、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を行うに最も適しており、総合的に役員報酬額を決定できると判断したためです。

（注）第14回定時株主総会において株主総会参考書類47ページから52ページ記載の第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行後の上記「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に記載の「取締役」は「監査等委員である取締役を除く取締役」に変更するものとして株主総会終了後の取締役会において改めて決議することを予定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|-----------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                  |                 | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 67<br>(1)       | 67<br>(1)        | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 6<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 7<br>(7)        | 7<br>(7)         | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 3<br>(3)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 75<br>(9)       | 75<br>(9)        | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 9<br>(4)              |

- (注) 1. 上表には、2021年5月17日をもって辞任した取締役1名（うち社外取締役0名）を含んでおり  
ます。
2. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。
3. 基本報酬の算定方法等については、「④取締役及び監査役の報酬等」に記載しておりますが、各  
事業年度の連結業績、会社の財政状況及び成長性等を総合的に勘案して算定することとしており  
ます。
4. 取締役の報酬限度額は、2018年3月30日開催の第10回定時株主総会において年額120百万円以  
内と決議をいただいております。なお、取締役の報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分  
給与は含まないこととしております。上記の取締役の報酬限度額の定めに係る取締役の員数は5  
名（うち社外取締役1名）であります。
5. 監査役の報酬限度額は、2019年3月28日開催の第11回定時株主総会において年額10百万円以  
内と決議をいただいております。上記の監査役限度額の定めに係る監査役の員数は、3名（うち社  
外監査役3名）であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役石井麻衣子氏は、石井司法書士事務所所長であり、監査役柳堀泰志氏は、柳堀公認会計士事務所所長、(株)R J パートナーズ代表取締役、(株)ハブ社外監査役及び(株)コラントッテ社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名    | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                              |
|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役   | 山下 公成 | <p>当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。</p> <p>上場会社における取締役執行役員を務めた経験に基づき、当社の経営に対する助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、独立した立場から当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p>                    |
| 常勤監査役 | 姫野 幸一 | <p>当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また、監査役会14回全てに出席いたしました。</p> <p>主にガバナンス及びコンプライアンス等の見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。同氏は、監査に関する見識に基づき、独立した立場から当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> |

| 区 分   | 氏 名       | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 石 井 麻 衣 子 | <p>当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査役会14回全てに出席いたしました。</p> <p>司法書士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。同氏は、法的書類作成及び不動産に関する専門的な見識に基づき、アドバイスを行っており、独立した立場から当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> |
| 監 査 役 | 柳 堀 泰 志   | <p>当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また、監査役会14回全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。同氏は、公認会計士及び税理士として専門的な見識に基づきアドバイスを行っており、独立した立場から当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p>  |

(注) 当社は、取締役会及び臨時取締役会に上程される決議事項及び報告事項について、社外役員に事前に内容を説明し、確認を得ております。

#### (4) 会計監査人に関する事項

##### ① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 24百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けるほか、前事業年度の監査実績の検証と評価を基準に、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 上記の他、当事業年度において、前事業年度に係る追加報酬6百万円を支払っております。

##### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 会社の体制及び方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備について以下のとおり決議を行っております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
  - ロ. 社外取締役を含む取締役会を設置し、当社グループにおける経営上重要な事項の審議及び決定や取締役の職務執行状況を監督する。
  - ハ. 社外監査役を含む監査役会を設置する。監査役は、監査役会で定めた監査基準に基づき取締役会その他重要な会議への出席及び日常の業務監査により、取締役の職務執行が法令及び定款に反していないかを監査する。
  - ニ. 取締役及び使用人は、「経営理念」及び「行動規範」に基づいて行動し経営管理部は、必要に応じて、コンプライアンスに関する啓蒙及び教育研修を実施する。
  - ホ. 経営管理部の内部監査担当者は、「内部監査規程」に従い各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況をモニタリングし、代表取締役社長に報告する。
  - ヘ. 法令・定款等に違反する事実を発見した場合やハラスメントに関する相談体制などについて「内部通報規程」を定めて、遵守する。
  - ト. 会社は、「反社会的勢力排除規程」を定め、反社会的勢力との関係を一切遮断する体制を構築する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行状況については、法令及び「文書管理規程」に基づき作成・保存するとともに、取締役又は監査役から要請があった場合に閲覧可能な方法で保存する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
業務に付随するリスク管理は当該組織単位が行い、担当取締役が適切な対応を行う。リスクの重要性の度合いに応じて代表取締役社長及び監査役会や取締役会に報告を行い、必要に応じて当社と顧問契約している法律事務所に助言・指導を受ける。  
また、「リスク管理規程」に定めるリスクマネジメント委員会を毎月開催し、発生したリスク又は予見されるリスクについて分析と識別を行い、再発防止策又は予防策を策定し、取締役会等にその実施を求める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 取締役会は、中期経営計画及び年間活動計画等の重要な方針を決定し、定時取締役会において月次決算報告及び業務執行報告を行い、取締役の職務の効率性をレビューし、必要に応じて改善を促す。
  - ロ. 取締役の職務が効率的に行われるように、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、必要に応じて改訂することで、責任と権限の所在を明確化する。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制  
 当社グループは、「関係会社管理規程」を定め、関係会社の管理は管理本部長が行うものとする。子会社の経理処理については、当社財務管理部で行い、それを通じて業務の適正性をモニタリングする。また、内部監査を実施することで、子会社の業務が適正に行われていることを確認する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
 イ. 監査役は、管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができ、使用人はその職務に関して、取締役等の指揮命令は受けない。  
 ロ. 監査役の命令により使用人が行う職務についての人事評価及び人事異動は、監査役の同意を得て行う。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制  
 イ. 取締役及び使用人は、当社グループの業務又は業績に重要な影響を与える事項について、遅滞なく監査役に報告する。また、法令・定款及び社内規程に違反した事実又は違反する恐れのあることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。  
 ロ. 監査役は、必要に応じて、取締役及び使用人に対し、取締役会以外の重要な会議等への出席、議事録、稟議書等の業務執行に関する書類の閲覧、説明及び情報提供を求めることができる。  
 ハ. 内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
 イ. 監査役及び監査役会は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査担当とそれぞれ必要に応じて意見交換を行う。  
 ロ. 監査役会は、必要に応じて内部監査担当を出席させ、内部監査の実施状況を報告させる。  
 ハ. 取締役会は、業務の適正を確保するための体制に係る監査役の意見がある場合は、これを審議し、その結果を監査役会に報告する。  
 ニ. 監査役が、その職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。
- ② 監査役は、監査役の協議によって定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査担当、監査法人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査担当は、内部監査活動計画に基づき、当社グループの各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施しました。

## 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額          | 科 目            | 金 額          |
|-----------------|--------------|----------------|--------------|
| <b>(資産の部)</b>   |              | <b>(負債の部)</b>  |              |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,222</b> | <b>流動負債</b>    | <b>1,766</b> |
| 現金及び預金          | 2,313        | 買掛金            | 13           |
| 売掛金             | 118          | 工事未払金          | 366          |
| 完成工事未収入金        | 312          | 短期借入金          | 380          |
| 未成工事支出金         | 7            | 1年内返済予定の長期借入金  | 57           |
| 販売用不動産          | 288          | リース債務          | 10           |
| 仕掛販売用不動産        | 1,096        | 未成工事受入金        | 461          |
| その他             | 86           | 未払法人税等         | 122          |
| <b>固定資産</b>     | <b>697</b>   | 賞与引当金          | 22           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>541</b>   | 完成工事補償引当金      | 15           |
| 建物及び構築物         | 423          | 預り金            | 167          |
| 工具、器具及び備品       | 10           | その他            | 148          |
| リース資産           | 43           | <b>固定負債</b>    | <b>857</b>   |
| 建設仮勘定           | 63           | 長期借入金          | 805          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>79</b>    | 繰延税金負債         | 13           |
| 顧客関連資産          | 45           | リース債務          | 37           |
| その他             | 34           | その他            | 0            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>76</b>    | <b>負債合計</b>    | <b>2,624</b> |
| 繰延税金資産          | 32           | <b>(純資産の部)</b> |              |
| その他             | 44           | <b>株主資本</b>    | <b>2,295</b> |
|                 |              | 資本金            | 53           |
|                 |              | 資本剰余金          | 520          |
|                 |              | 利益剰余金          | 1,738        |
|                 |              | 自己株式           | △17          |
|                 |              | <b>純資産合計</b>   | <b>2,295</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,920</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>4,920</b> |

## 連結損益計算書

(自 2021年1月1日)  
(至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |
|-----------------|-------|
| 売上高             | 7,390 |
| 売上原価            | 6,352 |
| 売上総利益           | 1,038 |
| 販売費及び一般管理費      | 619   |
| 営業利益            | 419   |
| 営業外収益           |       |
| 受取利息及び配当金       | 0     |
| 有価証券運用益         | 5     |
| その他             | 7     |
| 営業外費用           |       |
| 支払利息            | 5     |
| 固定資産除売却損        | 4     |
| その他             | 1     |
| 経常利益            | 421   |
| 特別補助金収入         | 5     |
| 特別損失            |       |
| 減損損失            | 40    |
| 固定資産除売却損        | 20    |
| 固定資産圧縮損         | 5     |
| 税金等調整前当期純利益     | 360   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 171   |
| 法人税等調整額         | △28   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 217   |

## 連結株主資本等変動計算書

( 自 2021年 1月 1日 )  
( 至 2021年12月31日 )

(単位：百万円)

|                            | 株 主 資 本 |       |       |      |             | 純資産合計 |
|----------------------------|---------|-------|-------|------|-------------|-------|
|                            | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本<br>合 計 |       |
| 当 期 首 残 高                  | 333     | 233   | 1,521 | △ 17 | 2,070       | 2,070 |
| 当 期 変 動 額                  |         |       |       |      |             |       |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)    | 3       | 3     |       |      | 7           | 7     |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益    |         |       | 217   |      | 217         | 217   |
| 資 本 金 か ら<br>剰 余 金 へ の 振 替 | △ 283   | 283   |       |      | -           | -     |
| 当 期 変 動 額 合 計              | △ 279   | 287   | 217   | -    | 225         | 225   |
| 当 期 末 残 高                  | 53      | 520   | 1,738 | △ 17 | 2,295       | 2,295 |

**【連結注記表】**

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

## 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数

4社

主要な連結子会社の名称

株式会社グッドライフ建設

安心入居サービス株式会社

株式会社プロキャリアエージェント

株式会社グッドライフエネルギー

## 2. 重要な会計方針

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産、仕掛販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～30年

工具、器具及び備品 2年～20年

## ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであり、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づいております。

自社利用ソフトウェア 5年

顧客関連資産 7年

## ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

#### ② 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることができる工事について損失見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度において、損失の発生が見込まれる工事はないため、工事損失引当金を計上しておりません。

#### ③ 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保等の費用の発生に備えるため、将来の見積補償額に基づき計上しております。

#### ④ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

#### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を採用しております。

### (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

工事進行基準による収益認識

## (1) 連結計算書類に計上した金額

|                |          |
|----------------|----------|
| 工事進行基準による完成工事高 | 3,815百万円 |
|----------------|----------|

## (2) 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報

(当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法)

不動産投資マネジメント事業に係る賃貸マンションの建設工事の請負について、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じた当連結会計年度の完成工事高を認識しております。決算日における工事進捗度は原価比例法により見積りを行っております。なお、工期が短いものについては、工事完成基準を適用しております。

(当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定)

工事原価総額の見積りについては、工事着工段階において完成までに発生すると見込まれる支出の総額に基づいており、各連結会計年度の決算日において、現況を踏まえた見直しを実施するとともに、必要とされる施工技術、施工実績、工事計画等を勘案して算定しております。

(翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響)

工事原価総額については、工事の進捗等に伴い、施工中の工法変更や施工範囲の変更等を伴う設計変更や追加契約の締結、資材や外注費等に係る市況の変動及び前提条件等の変更が発生した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

## (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

## ① 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

|          |        |
|----------|--------|
| 仕掛販売用不動産 | 798百万円 |
| 計        | 798百万円 |

## ② 担保に係る債務

担保付債務は次のとおりであります。

|       |        |
|-------|--------|
| 短期借入金 | 380百万円 |
| 長期借入金 | 349百万円 |
| 計     | 729百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 74百万円

(3) 保証債務

家賃滞納保証業務に係る保証限度額 917百万円

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当社グループは、当連結会計年度において以下の資産グループの減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

| 主 な 用 途 | 種 類         | 場 所 | 金 額   |
|---------|-------------|-----|-------|
| そ の 他   | のれん及び顧客関連資産 | —   | 40百万円 |

(2) 減損損失に至った経緯

株式会社プロキャリアエージェントの取得時に想定していた収益を見込めなくなったため、減損損失を認識しております。

(3) グルーピングの方法

当社グループは減損会計の適用にあたり、事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産グルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

人材サービス事業の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを10.0%で割り引いて算定しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 4,237,800株        | 10,800株          | －                | 4,248,600株       |

(注) 普通株式の増加は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 10,800株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 20,486株           | －                | －                | 20,486株          |

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 180,000株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運転資金及び設備資金等について必要な資金を、金融機関からの借入により調達を行う方針であります。

営業債権である売掛金及び完成工事未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の営業債権の管理に関する規程に従い、担当部署が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。また、債権の回収期日が到来してもなお未回収である場合には、現況を調査し関係部門と連絡を密にして回収確保の処理を行っております。

営業債務である買掛金、工事未払金、未払法人税等及び預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は土地の仕入れに係る資金調達（主として短期）及びプロパンガス供給・配管設備の取得費用、販売方針の変更に伴う土地の取得及び賃貸マンションの建設費用に係る資金調達（主として長期）であります。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|               | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|---------------|---------------------|---------|---------|
| (1) 現金及び預金    | 2,313               | 2,313   | —       |
| (2) 売掛金       | 118                 | 118     | —       |
| (3) 完成工事未収入金  | 312                 | 312     | —       |
| 資産計           | 2,744               | 2,744   | —       |
| (1) 買掛金       | 13                  | 13      | —       |
| (2) 工事未払金     | 366                 | 366     | —       |
| (3) 短期借入金     | 380                 | 380     | —       |
| (4) 未払法人税等    | 122                 | 122     | —       |
| (5) 預り金       | 167                 | 167     | —       |
| (6) 長期借入金 (※) | 863                 | 834     | 29      |
| 負債計           | 1,913               | 1,884   | 29      |

(※) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 9. 企業結合等関係

(取得による企業結合)

企業結合に係る暫定的な処理の確定

2020年1月6日付で行われた株式会社プロキャリアエージェントとの企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。この暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度の期首において取得原価の当初配分に重要な見直しが反映されております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、無形固定資産である顧客関連資産に64百万円、繰延税金負債に19百万円が配分された結果、当連結会計年度の期首の暫定的に算定されたのれんの金額は80百万円から44百万円減少し、35百万円となっております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 543円00銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 51円56銭  |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額          | 科 目            | 金 額          |
|-----------------|--------------|----------------|--------------|
| <b>(資産の部)</b>   |              | <b>(負債の部)</b>  |              |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,022</b> | <b>流動負債</b>    | <b>771</b>   |
| 現金及び預金          | 1,392        | 買掛金            | 9            |
| 売掛金             | 94           | 工事未払金          | 2            |
| 未成工事支出金         | 5            | 短期借入金          | 380          |
| 販売用不動産          | 288          | 1年内返済予定の長期借入金  | 20           |
| 仕掛販売用不動産        | 976          | リース債務          | 6            |
| 前払費用            | 14           | 未払金            | 56           |
| 関係会社短期貸付金       | 277          | 前受金            | 11           |
| その他の            | 27           | 未払法人税等         | 90           |
| 貸倒引当金           | △53          | 賞与引当金          | 15           |
| <b>固定資産</b>     | <b>237</b>   | 完成工事補償引当金      | 15           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>49</b>    | 預り金            | 164          |
| 建物              | 22           | その他            | 0            |
| 構築物             | 1            | <b>固定負債</b>    | <b>389</b>   |
| 工具、器具及び備品       | 7            | 長期借入金          | 375          |
| リース資産           | 17           | リース債務          | 13           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>16</b>    | その他            | 0            |
| ソフトウェア          | 13           | <b>負債合計</b>    | <b>1,161</b> |
| ソフトウェア仮勘定       | 3            | <b>(純資産の部)</b> |              |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>170</b>   | <b>株主資本</b>    | <b>2,098</b> |
| 関係会社株式          | 85           | 資本金            | 53           |
| 繰延税金資産          | 45           | 資本剰余金          | 520          |
| その他             | 40           | 資本準備金          | 237          |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,259</b> | その他資本剰余金       | 283          |
|                 |              | <b>利益剰余金</b>   | <b>1,541</b> |
|                 |              | 繰越利益剰余金        | 1,541        |
|                 |              | <b>自己株式</b>    | <b>△17</b>   |
|                 |              | <b>純資産合計</b>   | <b>2,098</b> |
|                 |              | <b>負債純資産合計</b> | <b>3,259</b> |

# 損益計算書

(自 2021年1月1日)  
(至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額   |
|--------------|-------|
| 売上高          | 3,407 |
| 売上原価         | 2,668 |
| 売上総利益        | 739   |
| 販売費及び一般管理費   | 467   |
| 営業利益         | 271   |
| 営業外収入        | 1     |
| 受取利息         | 27    |
| 受取手数料        | 5     |
| 有価証券運用益      | 1     |
| その他          | 36    |
| 営業外費用        | 2     |
| 支払利息         | 4     |
| 固定資産除売却損     | 1     |
| その他          | 9     |
| 経常利益         | 299   |
| 特別利益         | 4     |
| 補助金収入        | 4     |
| 特別損失         | 4     |
| 固定資産圧縮損      | 20    |
| 固定資産除却損      | 103   |
| 関係会社株式評価損    | 53    |
| 関係会社貸倒引当金繰入額 | 181   |
| 税引前当期純利益     | 121   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 114   |
| 法人税等調整額      | △41   |
| 当期純利益        | 48    |

## 株主資本等変動計算書

( 自 2021年 1月 1日 )  
( 至 2021年12月31日 )

(単位：百万円)

|                            | 株 主 資 本 |           |                    |                  |                                  |               |                  |
|----------------------------|---------|-----------|--------------------|------------------|----------------------------------|---------------|------------------|
|                            | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                    |                  | 利 益 剰 余 金                        |               |                  |
|                            |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金<br>特 別 償 却 準 備 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高                  | 333     | 233       | -                  | 233              | 0                                | 1,491         | 1,492            |
| 当 期 変 動 額                  |         |           |                    |                  |                                  |               |                  |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)    | 3       | 3         |                    | 3                |                                  |               |                  |
| 当 期 純 利 益                  |         |           |                    |                  |                                  | 48            | 48               |
| 資 本 金 か ら<br>剰 余 金 へ の 振 替 | △283    |           | 283                | 283              |                                  |               |                  |
| 特 別 償 却 準 備 金<br>の 取 崩     |         |           |                    |                  | △0                               | 0             | -                |
| 当 期 変 動 額 合 計              | △279    | 3         | 283                | 287              | △0                               | 49            | 48               |
| 当 期 末 残 高                  | 53      | 237       | 283                | 520              | -                                | 1,541         | 1,541            |

|                            | 株 主 資 本 |                | 純 資 産<br>計 |
|----------------------------|---------|----------------|------------|
|                            | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |            |
| 当 期 首 残 高                  | △17     | 2,041          | 2,041      |
| 当 期 変 動 額                  |         |                |            |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)    |         | 7              | 7          |
| 当 期 純 利 益                  |         | 48             | 48         |
| 資 本 金 か ら<br>剰 余 金 へ の 振 替 |         | -              | -          |
| 特 別 償 却 準 備 金<br>の 取 崩     |         | -              | -          |
| 当 期 変 動 額 合 計              | -       | 56             | 56         |
| 当 期 末 残 高                  | △17     | 2,098          | 2,098      |

【個別注記表】

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産、仕掛販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 6年～30年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～20年 |

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることができる工事について損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度において、損失の発生が見込まれる工事はないため、工事損失引当金を計上していません。

#### ③ 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保等の費用の発生に備えるため、将来の見積補償額に基づき計上しております。

#### ④ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

#### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を採用しております。

なお、当事業年度においては、工事進行基準を適用するプロジェクトはありません。

### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### 〔会計上の見積りの開示に関する会計基準〕の適用

〔会計上の見積りの開示に関する会計基準〕（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 関係会社株式の評価

##### ① 計算書類に計上した金額

|           |        |
|-----------|--------|
| 関係会社株式    | 85百万円  |
| 関係会社株式評価損 | 103百万円 |

##### ② 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報

市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められる関係会社株式の評価にあたっては、当該株式の実質価額が著しく低下し、かつ回復の可能性が見込めない場合に、減損処理を行うこととしております。

回復可能性の判断においては、関係会社の事業計画等に基づき実質価額が取得価額まで回復するかどうかを検討しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により関係会社の業績が悪化し将来の業績回復が見込めなくなった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### (2) 関係会社貸付金の評価

##### ① 計算書類に計上した金額

|               |        |
|---------------|--------|
| 関係会社貸付金       | 277百万円 |
| 関係会社に対する貸倒引当金 | 53百万円  |

##### ② 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報

関係会社に対する貸付金の評価にあたっては、個別に財政状態及び経営成績等の状況を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上することとしております。当該貸倒引当金の金額算定においては、関係会社の事業計画等に基づき将来の支払能力を検討し、回収可能金額を合理的に見積っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により関係会社の業績が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社貸付金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### ① 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

|          |        |
|----------|--------|
| 仕掛販売用不動産 | 798百万円 |
| 計        | 798百万円 |

###### ② 担保に係る債務

担保付債務は次のとおりであります。

|       |        |
|-------|--------|
| 短期借入金 | 380百万円 |
| 長期借入金 | 349百万円 |
| 計     | 729百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 40百万円

##### (3) 保証債務等

関係会社の金融機関からの借入金に対して次のとおり保証を行っております。

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 株式会社グッドライフエネルギー | 467百万円 |
| 計               | 467百万円 |

##### (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |        |
|--------|--------|
| 短期金銭債権 | 281百万円 |
| 短期金銭債務 | 1百万円   |

#### 5. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 売上高             | 0百万円  |
| 仕入高             | 4百万円  |
| 販売費及び一般管理費      | 5百万円  |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 29百万円 |

##### (2) 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は当社子会社である株式会社プロキャリアエージェントに係るものであります。

(3) 関係会社貸倒引当金繰入額

関係会社貸倒引当金繰入額は当社子会社である株式会社プロキャリアエージェントへの貸付金に対して貸倒引当金を計上したものであります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 20,486株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |         |
|-----------|---------|
| 賞与引当金     | 5百万円    |
| 未払事業税     | 8百万円    |
| 貸倒引当金     | 18百万円   |
| 関係会社株式評価損 | 103百万円  |
| 固定資産除却損   | 7百万円    |
| 完成工事補償引当金 | 5百万円    |
| その他       | 1百万円    |
| 繰延税金資産小計  | 148百万円  |
| 評価性引当金    | △103百万円 |
| 繰延税金資産合計  | 45百万円   |

8. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類  | 会社等の名称又は氏名               | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係                                | 取引の内容                                         | 取引金額(百万円)  | 科目                    | 期末残高(百万円) |
|-----|--------------------------|-------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------|-----------------------|-----------|
| 子会社 | 株式会社<br>グッドライフ建設         | 所有<br>直接<br>100%  | 業 務 受 託・従 業 員 の 出 向、資 金 の 貸 付            | 顧客紹介料、<br>業務受託料及び出向<br>者負担金の受取<br>(注2)        | 13         | 関係会社<br>短期貸付金         | 77        |
|     |                          |                   |                                          | 資金の貸付<br>(注3)                                 | 77         |                       |           |
| 子会社 | 株式会社<br>プロキャリア<br>エージェント | 所有<br>直接<br>100%  | 業 務 受 託・従 業 員 の 出 向、資 金 の 貸 付、<br>役員 兼 任 | 業務受託料及び出向<br>者負担金の受取<br>(注2)<br>資金の貸付<br>(注3) | 9<br>100   | 関係会社<br>短期貸付金<br>(注4) | 100       |
| 子会社 | 株式会社<br>グッドライフ<br>エネルギー  | 所有<br>直接<br>100%  | 業 務 受 託、資 金 の 貸 付、<br>役員 兼 任、債 務 保 証     | 業務受託料の受取<br>(注2)                              | 3          | 関係会社<br>短期貸付金         | 100       |
|     |                          |                   |                                          | 資金の貸付<br>(注3)<br>債務の保証<br>(注5)                | 100<br>467 |                       |           |

(注) 1. 記載金額の内、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

- 顧客紹介料及び業務受託料については、業務の内容を勘案し協議のうえ決定しており、出向者負担金の受取については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け取っております。
- 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。
- 株式会社プロキャリアエージェントは債務超過であったため、株式会社プロキャリアエージェントに対する貸付金に対して、債務超過相当額である53百万円の貸倒引当金を計上しております。  
また、当事業年度において貸付金に対する貸倒引当金繰入額を特別損失に53百万円計上しております。
- 借入先の金融機関に対して債務保証を行っております。債務保証に係る保証料等は受領しておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 496円30銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 11円56銭  |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

株式会社グッドライフカンパニー  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 只 隈 洋 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 照 屋 洋 平

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グッドライフカンパニーの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グッドライフカンパニー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

株式会社グッドライフカンパニー  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 只 限 洋 一 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 照 屋 洋 平 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グッドライフカンパニーの2021年1月1日から2021年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月14日

株式会社グッドライフカンパニー 監査役会

常勤監査役（社外） 姫野 幸一 ㊞

社外監査役 石井 麻衣子 ㊞

社外監査役 柳堀 泰志 ㊞

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、必要となる監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)付則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため変更を行うものであります。
- (3) 一部表記の変更と字句の統一を行うものであります。
- (4) 条文の新設及び削除に伴い、随時条数の繰り上げ及び繰り下げを行うものであります。
- (5) 本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～5. (条文省略)</p> <p>6. 家具、什器のリースおよび販売</p> <p>7. ～11. (条文省略)</p> <p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～5. (現行どおり)</p> <p>6. 家具、什器のリース<u>及び</u>販売</p> <p>7. ～11. (現行どおり)</p> <p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>3. 会計監査人</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 (新 設)</p> <p>当社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> | <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会にて選任するものとする。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任期)<br/>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(報酬等)<br/>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(任期)<br/>第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 補欠の監査等委員の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(報酬等)<br/>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し</u>、株主総会の決議によって定める。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、3名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> | <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第399条の13条第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                    | 変 更 案                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| (監査役会の決議方法)                                                                                                | (削 除)                                                                          |
| 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。                                                              | (削 除)                                                                          |
| (監査役会規程)                                                                                                   | (削 除)                                                                          |
| 第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。                                                          | (削 除)                                                                          |
| (報酬等)                                                                                                      | (削 除)                                                                          |
| 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。                                                                              | (削 除)                                                                          |
| (監査役の責任免除)                                                                                                 | (削 除)                                                                          |
| 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。            |                                                                                |
| 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。 |                                                                                |
| (新 設)                                                                                                      | 第5章 監査等委員会                                                                     |
| (新 設)                                                                                                      | (常勤監査等委員)                                                                      |
|                                                                                                            | 第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。                                     |
| (新 設)                                                                                                      | (監査等委員会の招集通知)                                                                  |
|                                                                                                            | 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 |
|                                                                                                            | 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。                              |

| 現 行 定 款          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)            | <u>(監査等委員会の決議方法)</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                  | 第31条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (新 設)            | <u>(監査等委員会規程)</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                  | 第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 第37条～第38条 (条文省略) | 第33条～第34条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (新 設)            | <u>(会計監査人の報酬)</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                  | 第35条 <u>会計監査人の報酬は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 第39条～第42条 (条文省略) | 第36条～第39条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (新 設)            | <u>(附則)</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="762 663 1353 875">1. <u>監査役の責任免除に関する経過措置については、2022年3月開催の第14回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任に関する責任免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第36条の定めるところによる。</u></li> <li data-bbox="762 890 1353 1102">2. <u>現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></li> <li data-bbox="762 1117 1353 1208">3. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></li> <li data-bbox="762 1223 1353 1316">4. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></li> </ol> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますとともに、取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

取締役山下公成氏は退任されますので、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                       | ふりがな氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                           | たかむらはやと<br>高村隼人<br>(1979年9月24日) | 2002年4月 (株)熊本シティエフエム入社<br>2004年11月 (株)多々良入社<br>2008年6月 (株)水前寺不動産(現当社)設立代表取締役社長(現任)<br>2010年11月 安心入居サービス(株)(現連結子会社)設立 代表取締役社長<br>2019年4月 (株)グッドライフ建設 代表取締役社長<br>2020年1月 (株)プロキャリアエージェント 代表取締役社長(現任)<br>2020年1月 (株)グッドライフ建設 代表取締役会長<br>2020年6月 (株)グッドライフエネルギー 代表取締役社長 | 2,700,000株 |
| <b>【選任理由】</b><br>2008年の当社設立以降、代表取締役社長として当社の経営の指揮を執り、投資用新築一棟賃貸マンション「LIBTH」ブランドの展開等、当社の企業価値の向上に貢献しております。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社及び当社グループ全体の成長と企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補者として選任しております。 |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                               | ふりがな氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                   | ちかまつ たかのり<br>近松 敬倫<br>(1972年4月11日) | 1996年4月 (株)多々良入社<br>2008年6月 当社入社<br>2010年1月 当社取締役<br>2013年5月 当社常務取締役<br>2018年12月 当社常務取締役開発事業部長<br>2019年3月 安心入居サービス(株) 代表取締役社長<br>(現任)<br>2019年4月 当社常務取締役賃貸管理部長<br>2019年7月 当社常務取締役<br>2020年1月 当社取締役開発事業部長<br>2020年6月 (株)グッドライフエネルギー 取締役<br>2021年6月 当社取締役開発事業部長兼賃貸管理部長<br>2022年1月 当社取締役(現任)<br>2022年1月 (株)グッドライフエネルギー 代表取締役社長(現任) | 130,000株   |
| <b>【選任理由】</b><br>2008年の設立以降、設計・監理を行う開発事業部及びプロパティマネジメント事業を行う賃貸管理部を統括し、代表取締役社長とともに経営の指揮を執って参りました。今後も、主に開発事業部、賃貸管理部及び子会社である(株)グッドライフエネルギーの統括等、同氏の豊富な経験と高い見識により、当社及び当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上が期待できると判断し、取締役候補者として選任しております。 |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |
| 候補者番号                                                                                                                                                                                                               | ふりがな氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
| 3                                                                                                                                                                                                                   | いとう たかみつ<br>伊藤 貴光<br>(1980年2月18日)  | 2003年1月 (有)さかき印刷入社<br>2006年2月 (株)ヒューマン・クレスト入社<br>2013年4月 同社取締役<br>2016年4月 当社入社<br>2017年1月 当社取締役営業部長<br>2022年1月 当社取締役ディベロップメント事業部長<br>(現任)                                                                                                                                                                                       | 9,900株     |
| <b>【選任理由】</b><br>2016年に入社して以来、用地開発を行う営業部(現ディベロップメント事業部)を統括し、当社の成長をけん引して参りました。今後も、当社ビジネスモデルの入口にあたる用地開発の分野において同氏の豊富な経験と高い見識により、当社及び当社グループの更なる成長と企業価値の向上が期待できると判断し、取締役候補者として選任しております。                                  |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                          | ふりがな氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                              | やまだこうじ<br>山田浩司<br>(1969年11月13日) | 1993年 4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行<br>1999年 4月 ゴールドマン・サックス証券(株)ヴァイスプレジデント<br>2002年 7月 ドイツ証券(株)ヴァイスプレジデント<br>2004年 7月 リーマン・ブラザーズ証券(株)ヴァイスプレジデント<br>2006年 4月 (株)レイコフ経営企画本部長<br>2007年10月 (株)ジーシーエム取締役アセットマネジメント部門長<br>2012年 7月 (株)アーク執行役員兼海外事業本部副本部長<br>2013年 4月 英国アーク出向 同社取締役<br>2018年 4月 (株)アーク内部監査室長<br>2021年 3月 当社取締役管理本部長兼財務管理本部長(現任) | -          |
| <p><b>【選任理由】</b><br/>                     金融機関やグローバルに展開する企業集団において海外在住を含む経験を持ち、財務、企画、その他経営管理全般に関する知識・経験を活かして当社管理部門を統括し、当社の成長をけん引しております。今後も、当社管理部門において同氏の豊富な経験と高い見識により、当社及び当社グループの更なる成長と企業価値の向上が期待できると判断し、取締役候補者として選任しております。</p> |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 高村隼人氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。  
 3. 当社は、役員等賠償責任保険(D&O保険)を保険会社との間で締結しております。当該保険料については全額当社が負担しており、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。本議案が提案どおり承認可決された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                  | ふりがな氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                      | ひめのこういち<br>姫野幸一<br>(1951年10月30日) | 1977年4月 (株)西日本相互銀行<br>(現(株)西日本シティ銀行) 入行<br>1997年4月 同行大淀支店長<br>2002年4月 同行監査部主任検査役<br>2007年4月 (株)福岡ソフトバンクホークス<br>マーケティング(現福岡ソフトバンクホークス(株)) 入社<br>業務監査室室長<br>2017年1月 当社常勤監査役(現任) | -          |
| 【選任理由と期待する役割】<br>金融機関の出身であり、在職時は6年間、本部監査及び支店監査を統括しておりました。また、同行退職後に勤務した事業会社においても、業務監査室の開設及び室長に就任し、J-SOX監査に従事した経験を有しており、監査役として当社の経営に対し監督・助言をいただいております。<br>今後の当社及び当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の更なる強化のため、同氏の監査に係る高い見識を活かし、引き続き経営に対し監督・助言をいただくことを期待し、当社の監査等委員である取締役候補者として選任しております。 |                                  |                                                                                                                                                                               |            |
| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                  | ふりがな氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                      | いしいまいこ<br>石井麻衣子<br>(1978年5月19日)  | 2004年11月 藤山司法書士事務所入所<br>2007年12月 石井司法書士事務所所長(現任)<br>2018年1月 当社社外監査役(現任)                                                                                                       | -          |
| 【選任理由と期待する役割】<br>司法書士及び宅地建物取引士の資格を保有しており、法的書類作成及び不動産に関する専門的な知識をもって、監査役として当社の経営に対し監督・助言をいただいております。<br>社外役員以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、今後の当社及び当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の更なる強化のため、同氏の専門的な見識を活かし、引き続き経営に対し監督・助言をいただくことを期待し、当社の監査等委員である取締役候補者として選任しております。                         |                                  |                                                                                                                                                                               |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                 | 氏名<br>(生年月日)        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                     | 柳堀泰志<br>(1976年1月5日) | 2000年4月 (株)TKC入社<br>2007年12月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所<br>2011年8月 エイベックス・グループ・ホールディングス(株)(現エイベックス(株))入社<br>2012年3月 柳堀公認会計士事務所所長(現任)<br>2012年6月 柳堀行政書士事務所所長(現任)<br>2015年12月 みずほ証券(株)入社<br>2019年7月 (株)R Jパートナーズ代表取締役(現任)<br>2020年1月 柳堀泰志税理士事務所所長<br>2020年3月 当社社外監査役(現任)<br>2021年3月 税理士法人WellsAccounting代表社員(現任)<br>2021年5月 (株)ハブ社外監査役(現任)<br>2021年12月 (株)コラントッテ社外取締役(現任) | -          |
| <b>【選任理由と期待する役割】</b><br>監査法人の出身であり、公認会計士及び税理士等の資格を保有しており、財務及び会計に関する専門的な知識をもって、監査役として当社の経営に対し監督・助言をいただいております。<br>今後の当社及び当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の更なる強化のため、同氏の財務及び会計に関する専門的な見識を活かし、引き続き経営に対し監督・助言をいただくことを期待し、当社の監査等委員である取締役候補者として選任しております。 |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 姫野幸一氏、石井麻衣子氏及び柳堀泰志氏は社外取締役候補者であります。
3. 姫野幸一氏、石井麻衣子氏及び柳堀泰志氏につきましては、現在、当社との間で責任限定契約を締結しており、本議案が承認された場合は、当社は3氏との間で当該契約を再締結する予定であり、その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことにより当社に対し損害賠償責任を負う場合、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、役員等賠償責任保険(D&O保険)を保険会社との間で締結しております。当該保険料については全額当社が負担しており、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。本議案が原案どおり承認可決された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

5. 当社は、姫野幸一氏及び石井麻衣子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認された場合は、姫野幸一氏、石井麻衣子氏及び柳堀泰志氏を独立役員に指定する予定であります。

【ご参考：株主総会後の取締役会のスキルマトリックス】

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

なお、スキルマトリックスは、各人の経験等を踏まえ、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見や経験を表すものではありません。

| 氏名     | 企業経営 | 業界経験<br>(不動産/<br>投資/金融) | 営業<br>マーケティング | グローバル<br>経験 | 管理/企画<br>財務/会計 | リスクマネジ<br>メント/<br>法務/監査 | ダイバー<br>シティ |
|--------|------|-------------------------|---------------|-------------|----------------|-------------------------|-------------|
| 高村 隼人  | ●    | ●                       | ●             |             |                |                         |             |
| 近松 敬倫  | ●    | ●                       |               |             | ●              |                         |             |
| 伊藤 貴光  |      | ●                       | ●             |             |                |                         |             |
| 山田 浩司  | ●    | ●                       | ●             | ●           | ●              | ●                       |             |
| 姫野 幸一  |      | ●                       | ●             |             |                | ●                       |             |
| 石井 麻衣子 |      | ●                       |               |             |                | ●                       | ●           |
| 柳堀 泰志  |      | ●                       |               |             | ●              | ●                       |             |

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2018年3月30日開催の第10回定時株主総会において、年額120百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内とさせていただきます。

本議案は、事業報告14ページから15ページに記載の当社における「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」において定められた個人別の報酬に関する算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準等に照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

なお、当社は第1号議案「定款一部変更の件」及び本議案をご承認いただいた場合には、事業報告15ページの注記記載のとおり、当該方針を変更する予定であります。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、本議案に係る取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額10百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る報酬額は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：福岡市博多区博多駅南一丁目9番18号  
WITH THE STYLE FUKUOKA  
TEL 092-433-3941



|    |          |       |       |
|----|----------|-------|-------|
| 交通 | J R 博多駅  | 筑紫口より | 徒歩約7分 |
|    | 市営地下鉄博多駅 | 筑紫口より | 徒歩約7分 |